

## 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに  
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2025 年 4 月 1 日

株式会社ヒガシホールディングス

株式会社ヒガシトゥエンティワン

2025 年 4 月 1 日

## 吸収分割に関する事後開示事項

大阪市中央区内久宝寺町三丁目 1 番 9 号  
株式会社ヒガシホールディングス  
代表執行役社長 児島 一裕



大阪市中央区内久宝寺町三丁目 1 番 9 号  
株式会社ヒガシトゥエンティワン  
代表取締役 児島 一裕



株式会社ヒガシホールディングス（以下「吸収分割会社」といいます。）と株式会社ヒガシトゥエンティワン（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2024 年 10 月 25 日付けで締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社が営む本吸収分割契約に定める事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下、本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項は、次のとおりです。

### 1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

本吸収分割は、2025 年 4 月 1 日に効力を生じました。

### 2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

#### （1）会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過（株主による吸収分割差止請求手続きの経過）

会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求を行った株主はおりませんでした。

#### （2）会社法第 785 条第 4 項の規定による手続きの経過（反対株主の株式買取請求手続きの経過）

吸収分割会社は、会社法第 785 条第 4 項に基づき、2024 年 12 月 5 日に株主に対して電子公告を行いました。同条第 1 項により株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続きの経過（新株予約権買取請求手続きの経過）

吸収分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続きは行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続きの経過（債権者異議申述手続きの経過）

吸収分割会社は、吸収分割承継会社に承継した債務について重疊的債務引受をしていることから、会社法第 789 条の規定による債権者異議申述は本吸収分割に適用がありません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過（株主による吸収分割差止請求手続きの経過）

会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続きの経過（反対株主の株式買取請求手続きの経過）

会社法第 797 条の規定に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過（債権者の異議申述手続きの経過）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条の規定に基づき、2024 年 12 月 5 日付官報により、本吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、吸収分割会社から本吸収分割契約に定められた本件事業に関する権利義務等を承継いたしました。

5. 本吸収分割に係る変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の変更登記は、いずれも 2025 年 4 月 1 日に申請。

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上